

ハーディング教授講演会

—人間として愛される権利—

精神保健委員会 宇治野みさる

9月13日（土）午後一時からジュネーブ大学の人道的活動プログラム法医学研究所所長のハーディング教授の講演会が開かれました。ハーディング氏は、ICJ（国際法律家委員会）のメンバーとして、1984年、1988年、1992年の三回来日して、日本の精神病院を調査し、「精神医療サービスについての意見と勧告」「ヨーロッパの経験からみた精神医療審査会」という調査報告を書いておられます。

今回の講演会では、精神医療に従事する医者が患者の人権を侵害せずに医療を行なうために課される義務という観点から、国連の「精神病患者の保護および精神保健ケアの改善のための原則」の問題点の指摘など、示唆に富む貴重なお話が伺えました。

まず、患者の人権を制限する場合には、その制限の開始に当たって、制限する期間を予め定めて、その期間を記録に記載すること、患者の家族、弁護士など患者の権利を代弁する者と制限することに十分な討議をすること、患者の治療経過について記録を付けて、患者が能力を回復した時には、患者に開示して十分に説明することなどの義務を医者に課すべきであると提言しました。

このような提言は、医療現場のあり方として盛んに論じされている、いわゆるインフォームド・コンセントの理論と結びつくものですが、ハーディング氏は、精神病患者を他の病気の患者と特別に分けて考えるべきではなく、同じ患者、同じ人間であるという視点から、その患者の人権を尊重し、自立性を育てようとする医療を心掛けるべきであると話されました。

精神病患者が急性期を過ぎて能力を回復した時に、急性期の症状や治療経過について十分な説明を受ける権利を持っているのは、たとえば、外科的な緊急治療を受けた患者が、緊急時を脱した時のその症状や治療経過について説明を受けるのと同じであるという説明されたのには、ある意味での驚きを覚えました。

このような驚きを感じたのが私だけでなかったのは、最後の挨拶で、川副委員長が、精神病患者だからと言うことではなく「同じ人間として尊重されるべきであるという視点を開いていただいた。」と感想を述べられたことからご理解いただけるものと思います。

ハーディング氏は、東京精神医療人権センターの一〇周年の講演でも「精神科におけるインフォームド・コンセントは医療の現実と両立するか」というテーマで話をされていますが、その中で「身体的な症状や問題も思考過程に影響を与えるのである。そして、発熱や呼吸困難の場合に、患者に告知し、同意を得る必要性を無視すべきでとは誰も主張しない。精神病患者は、それ故に、思考に影響を与える症状が存在していても、可能な限り完全な告知をされる権利を持つ。」と明快に述べておられます。

私は、福岡県弁護士会が精神保健援助活動を立ち上げる時から、この活動に関してきましたが、精神病患者の人権の問題を被疑者などの被拘禁者の人権の問題と同様に考えるべきであるという点を強調してきたように思います。私個人の考えかもしれませんが、この制度の活性化のためには、精神科医との協同作業も必要であり、出来れば、医療という角度からの光を当てることで、精神科医と対立する立場を打ち立てることは避けたいとの思いもあったような気がします。

また、精神科の領域に置いて、医者の数だけの診断・治療があると言われる医療現場の認識も「精神病患者も同じ患者」という発想を拒否してきたように思いますが、私たち弁護士は、患者の権利・人権を守ると言う新しい角度からの問題意識を持つことが必要であると痛感しました。

この他にも、精神病院の人権侵害を第三者機関により監視するシステムを導入すべ出来である、また医者はパターンリズムに陥らず、患者が治療を拒否する権利を持っていることを忘れてはならないなど、制度的な改革に留まらず、医者自身の意識の変革を求める力強い提言をされました。

主催者の心配に反して、会場には三〇数名の参加者があり、医療関係者も半数近くを占めましたが、講演後の質疑応答でも、医師との活発な質疑応答がなされました。

精神病患者の人権を、犯罪を犯した可能性のある被疑者と同じレベルで考えていた、これまでの発想に加えて、身体的症状を持つ他の患者と同じレベルで、一人の人間として尊重される権利を持っているのだという到達点に立てたことが何よりの収穫でした。

これまでの精神保健援助活動を通じて思ってきたことは、精神病患者も、それ故に社会的に否定されることがなかったら、かなり多くの患者さんが社会復帰できるのではないかということでした。

「尊重されるとは、愛されること。」ではないかと思うのですが、精神病患者も一人の人間として尊重され、愛される権利があることを確認した素晴らしい一日でした。

なお、この講演会は、当委員会が厚生省からの委託を受けて行なっている厚生科学研究「精神障害者のための当番弁護士制度」の研究の一貫として、精神障害者の権利保護の国際的基準を勉強する目的も兼ねておりました。

最後に、この研究のために、援助活動に登録して頂いております会員の皆様には、活動報告にタイムシートを添付して頂くなど、ご面倒をお掛けしておりますが、今後ともご協力をお願い申し上げます。